

電話相談

全国一斉 養育費・児童扶養手当 ホットライン

2019年

4月19日 金 11:30-14:30

長崎県内の方からの専用電話番号

095-824-0052

※上記は特設番号です。4月19日以外にご利用いただけませんので、ご注意ください。
※通話料がかかります。

児童扶養手当
はいつからもら
えますか？



養育費を受け取っ
ても児童扶養手当
はもらえますか？

養育費・児童扶養手当についての相談に弁護士が無料で対応します。

主催：長崎県弁護士会・日本弁護士連合会

※当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので、あらかじめ御了承ください。